

社会福祉法人入間市社会福祉協議会  
ボランティア活動助成金交付要領

1 助成の目的

当事業は、社会福祉法人入間市社会福祉協議会地域福祉活動等推進助成金交付要綱に基づき入間市の地域福祉向上のため、地域に根ざした活動を展開しており、且つ入間市ボランティアセンターに情報登録している団体に対し助成を行い、ボランティア活動の推進及び活性化を図ることを目的とします。

2 助成の概要

(1) 助成の概要については以下の表をご確認ください。

助成内容	対象となるボランティア活動
「活動推進・活性化支援」 助成額 上限4万円	入間市の地域福祉向上を目的とした活動であり且つ下記①～⑧を目的とした活動であること ①生活困窮世帯への支援を目的とした活動 ②障がいのある方への支援、理解促進を目的とした活動 ③高齢の方への支援を目的とした活動 ④子どもに対する支援を目的とした活動 ⑤地域の安全のため、防犯等を目的とした活動 ⑥災害からの復興支援を目的とした活動 ⑦外国人支援を目的とした活動 ⑧その他本会会長が認める活動

上記対象活動のうち、公費による補助等があるものについては対象外とします。

(2) 助成額は、一団体につき上限4万円です。

(3) 対象経費に他の補助金等（公費を除く）が充当されている場合には、その補助金等の額を減じて助成します。また、当助成金の繰越金がある場合にはその額を差し引いて助成するものとします。

(4) 入間市社会福祉協議会より他の助成金の交付を受ける団体は、助成対象団体の条件を満たしていても申請することはできません。

(5) 申請できない例

- ・ 地区健康づくり推進助成金
- ・ 高齢者スポーツ事業助成金
- ・ 健康チャレンジウォーク助成金
- ・ 近隣たすけあい活動推進助成金
- ・ ふれあい・いきいきサロン推進事業助成金など。 ※詳しくはお問合せください。

3 対象実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までを対象期間とします。

4 助成対象団体

- ①入間市ボランティアセンターの情報登録団体であること。
- ②当会の事業または市内の福祉関係機関の事業実施等に協力できること。
- ③会則・役員体制があり会長・会計を定めていること。
- ④構成員は10名以上とし、新規の会員を受け入れることが可能であること。
- ⑤ボランティア団体として一年以上の活動実績があり、且つ次年度以降も継続的な活動であること。
- ⑥情報公開できること（代表者の連絡先・活動内容・活動場所等）。また、必要に応じてボランティアセンターの調査に協力できること。
- ⑦ボランティア活動保険に加入していること。
- ⑧営利目的で活動している団体でないこと。
- ⑨特定の政治的または宗教的活動を行う団体でないこと。
- ⑩団体が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員）ではないこと。

- ①過去に当会助成金を受けた団体の場合、事業報告書等の事務がすべて完了していること。
- ②過去に当会助成金を受けている且つ返還金が発生している場合、関係手続き等が滞りなくすべて完了していること。

※申請にあたり、助成対象団体に表記されている①～⑫を全て満たしている、且つ対象となる①～⑧のボランティア活動を行っていることが条件となります。

## 5 対象経費

### (1) 費目

対象
○消耗品費 ○資機材購入費 ○会場費 ○食料費 ○通信運搬費 ○印刷製本費 ○保険料費 ○物品借上費 ○旅費交通費 ○外部講師等謝金 ○その他本会会長が認める費用

※この要領で定める食料費とは、食料支援等を行っている団体が食料品等を購入する費用です。

※保険料とは、地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事の際に加入する保険料費用です。但しボランティア活動保険料は対象となりません。

### (2) 対象外の経費

団体の経常的な費用 (例 団体の事務所の借り上げ費、光熱水費、インターネット等の通信費) 団体やグループのメンバー、ボランティアに対する謝金（内部講師等謝金）といった、賃金や報酬とみなされるもの 団体のメンバー間の親睦を目的とした研修やイベント、またはそれに類する経費（対象となる費目の支出であっても対象外）
---

## 6 応募方法

以下の書類を、入間市社会福祉協議会窓口へ直接提出してください。

### (1) 提出書類

- ①地域福祉活動等推進助成金交付申請書（様式第1号）
  - ②事業計画書・収支予算書
  - ③申請団体総会資料
  - ④通帳のコピー：通帳表紙と通帳内の最終ページにある口座番号や口座名がカタカナ表記がされている部分が解る、それぞれのコピー。
  - ⑤会則、役員（会員）名簿
  - ⑥団体の活動概要が把握できる資料（チラシ・パンフレット・広報誌・ホームページ抜粋資料等）
- ※初めて申請をする団体については、①～⑥の他に入間市ボランティアセンター ボランティアグループ情報登録カードも合わせ提出してください。

### (2) 申請期間

申請期間は令和8年5月29日（金）17時15分までとします。

## 7 助成選考等について

助成の可否は、入間市社会福祉協議会内における審査のうえ決定します。

### (1) 評価のポイント

- ・入間市の福祉向上に向けた活動内容の具体性と期待される助成効果。
- ・活動期間や頻度。
- ・活動の主体性、継続性、発展性、情報発信力。
- ・入間市社会福祉協議会および行政等との連携の可能性など。

### (2) 選考結果について

選考の結果は、可否に関わらず郵送にて通知します。

## 8 助成決定後について

(1) 助成決定後、必要な事務が完了次第、順次指定の口座へ振り込みます。

(2) 助成事業の完了後すみやかに本会指定の書式にて事業報告書を提出していただきます。

※報告書の提出が理由なく遅延した場合は、次年度以降の助成事業に申請出来ませんので、御留意ください。

- (3) 事業報告書の作成にあたっては、助成金を充当する経費の根拠（別紙記載の収支決算書）の添付が必要となります。
- (4) 事業報告書の内容に問題がなければ、本助成金に係る事務の完了となります。
- (5) 次の事項に該当する場合は、助成金の全額または一部を返還していただきます。
- ・ 助成対象事業に関して虚偽の申請または報告をした場合。
  - ・ 申請した事業以外に助成金を使用した場合。
  - ・ 事業が対象実施期間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）内に実施されない場合。
  - ・ 事業報告書の提出がされない場合（事務が完了しない場合も同様）。
- (6) 助成金の交付を受けた団体等は、当該事業が完了した日から2年間、必ず関係書類を保管保存してください。

問い合わせ先

社会福祉法人入間市社会福祉協議会 入間市ボランティアセンター

（地域福祉推進課） 助成事業担当

電話：04-2964-0486 FAX：04-2963-1072

E-mail：vc@iruma-shakyo.or.jp